

(仮称) 市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町

創刊号

# まちづくりを考える会 News

## (仮称) 市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町 まちづくりを考える会を 10月に設立しました

去る10月5日(金)に「(仮称)市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町まちづくりを考える会(以下、考える会)」を設立しました。当日は約20名の方が出席し、会則の確認や会長の選出などを行いました(2面参照)。

考える会は、2年前に南榎町自治会が区へ地区計画を策定する旨の要望を行ったことがきっかけとなり、今回の区域を拡大した会の発足に繋がりました。当会は、来年春に区へ「まちづくり構想」(まちづくりの方針:高さのルール等)を提言することを目標に、月1回程度の頻度で開催していきます。

どなたでもいつでも参加できますので、ご近所の方にお声掛けの上、奮ってご参加ください。

創刊号では、

- ◆第1回での主なご意見を紹介します。(p2)
- ◆当会の会則を紹介します。(p3~4)



写真：第1回考える会の様子

## 第2回 考える会のご案内！

日時：11月14日(水) 19時～20時半

会場：牛込箪笥地域センター5階コンドル(下図参照)

どなたでも  
参加できます！

### 第2回 考える会の議題 (予定)

- ①当地区におけるまちづくりの課題
- ②地区計画(法的なまちづくりルール)とは
- ③当地区で検討を進めていくまちづくりルール
- ④①～③について意見交換

### お問合せ先

(事務局) 新宿区都市計画部景観と地区計画課 担当：三枝・白水・斎藤

TEL: 03-5273-3843 (直通) FAX: 03-3209-9227

Eメールアドレス: chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

# ～第1回 考える会での主なご意見～

- ◆日時：10月5日（金）19時～20時35分
- ◆開催場所：牛込簗笥地域センター 4階 バラA・B
- ◆出席：20名+事務局4名
- ◆主な議題：
  - ①南檍町まちづくり検討準備会での取り組みの紹介
  - ②考える会の設立について
  - ③会則と役員の選出について



## ◆主な意見：

- 住民がマンション業者などに建設の際のお願いをするには、地域のまちづくりルールがないと難しいことを実感している。よって、早期にルールを作成していく必要がある。
- 考える会は、皆さまと一緒に話し合いをして決めていくものであり、当会で大筋の内容が固まれば、対象地区内の住民等の皆さまに改めて内容の是非を確認していくことになる。当会で決まったことが法的な拘束力を持つルールとして、自動的に決定することではないことをご理解頂きたい。（事務局）
- 南檍町では、まちづくり検討準備会を二年間かけて行われており、非常に頭が下がる。まちづくりの検討はとても意義のあることなので、まずは考える会を設立し、検討を進めていきたい。
- 考える会で検討していく内容は、建築基準法に関わるので、南檍町での検討結果を踏まえてルールの詳細検討に入る前に、考える会でどのようなルールをそもそも検討していくかなどを議論する機会があると良い。
- 協議会という名称だと、簗笥地区協議会と混同するので、別の名称が良い。
- 会の名称は、「まちづくりを考える会」「安全・安心なまちづくりの会」「環境に優しいまちづくりの会」「心の和むまちづくりの会」などとしてはどうか。
- 消防活動困難区域は、南檍町と矢来町に多くを占めているが、なぜ考える会の対象区域に矢来町が含まれていないのか。  
→考える会の対象区域については、これまでも検討をしてきたが、まずは、南檍町側の消防活動困難区域から解消をしていこうと考え、南檍町と弁天町の境界にある道路等の幅を広くしようとしている。そこで、合意形成の時間も念頭におき、少しでも早く、まちづくり構想を区に提言したいので、まずは市谷山伏町・南檍町・檍町・弁天町側を対象区域として検討を進めていきたい。（事務局）

- 
- ◆第1回で決まった内容：
    - ①会則は10月5日より施行する。
    - ②会長は東内一明さん（南檍町）とする。
  - ◆第2回で決めたい内容：
    - ①副会長の選出
    - ②当地区で検討を進めていくまちづくりルール

# (仮称) 市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町 まちづくりを考える会の会則の紹介

## (仮称) 市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町 まちづくりを考える会 会則

### (名称)

第1条 この会は、(仮称) 市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町 まちづくりを考える会（以下「考える会」という）と称する。

### (目的)

第2条 考える会は、行政や専門家と協働で、安全で快適な魅力あるまちの実現をめざして、市谷山伏町全域、南榎町全域、榎町の早稲田通りより南側の区域及び、弁天町の外苑東通りより東側の区域におけるまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象地区)

第3条 市谷山伏町全域、南榎町全域、榎町の早稲田通りより南側の区域及び、弁天町の外苑東通りより東側の区域を対象地区とする（対象地区図参照）。

### (活動)

第4条 考える会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 対象地区にふさわしいまちづくり方針等の検討及び作成。
- (2) 地権者、住民等への情報提供。
- (3) その他必要に応じて行うまちづくりに関すること等。

### (会員)

第5条 考える会の会員は、次の個人及び団体とする。

- (1) 対象地区に居住する者。
- (2) 対象地区に土地・建物を所有する者。
- (3) 対象地区において事業を営む個人及び団体。
- (4) 前各号の規定に関わらず考える会の承認を得た者。

### (役員)

第6条 考える会には、会長1名と副会長若干名をおく。

第7条 考える会には、役員会を置き、構成は次のとおりとする。

- (1) 役員会は、考える会の会長と副会長で構成する。
- (2) 前号の規定に関わらず、考える会の承認を得た者。

### (運営等)

第8条 考える会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、考える会及び役員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 考える会の開催にあたっては、必要に応じて役員会を開催し、考える会の議題、運営等に関する事項を合議する。
- (3) 必要に応じて会長の承認を得た者は、考える会会員以外においても参考意見を述べることができる。
- (4) 考える会は、原則として公開とする。

### (事務局)

第9条 考える会を支援するため事務局を置き、事務局は新宿区都市計画部景観と地区計画課とする。

### (会則の改正)

第10条 この会則に変更の必要が生じたときは、考える会において検討のうえ変更するものとする。

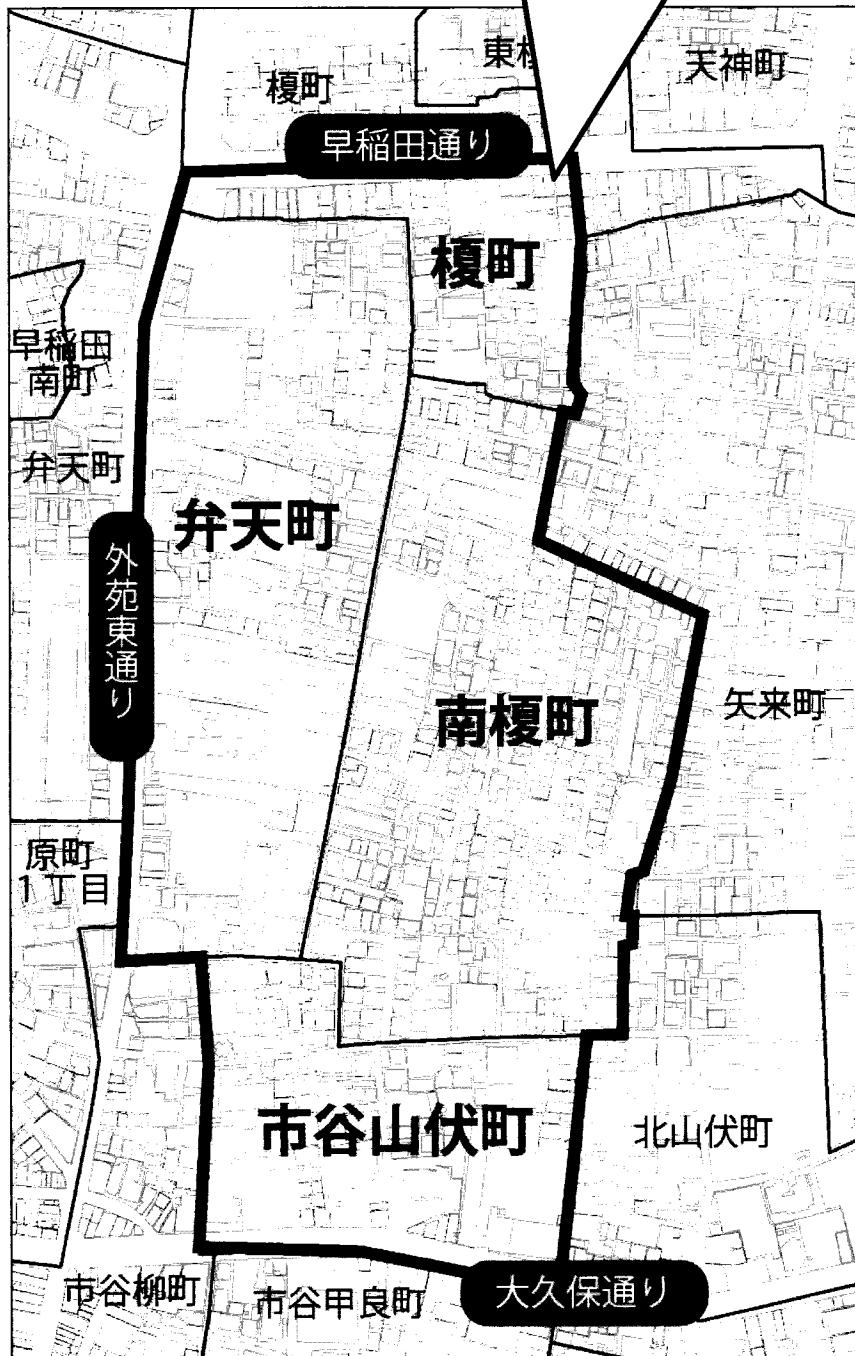
附 則 この会則は、平成24年10月5日から施行する。

**考える会の対象地区です。**

考える会には、対象地区に、①お住いの方、②土地/建物をお持ちの方、③事業を営む個人/団体、④その他考える会で承認を得た方が参加することができます。

## 対象地区図

対象地区



## まちづくりコラム

## ～地区計画とは～

地区計画とは、身近でまとまった地区を単位として、地域の住民など関係者と区が協力して、地区の問題点や課題の改善や魅力を活かすことを目的に、地区的実情に応じたきめ細かいルールを都市計画で定めることができる制度です。